

遊漁船業者 変更届出書類一覧表

		登録事項変更届出						業務規程変更届	
		保険 期間	主任者		遊漁船		住所	役員	左記以外の項目 で業務規程に変 更がある場合
			増・替	減	増・替	減			
2	登録事項変更届出書(別記様式第五号)	○	○	○	○	○	○	○	
3	誓約書(別記様式第二号)							○	
4	遊漁船業務主任 者が要件に適合 する者であるこ とを証明する書 面	海技免状又は小型船舶操縦免 許証のコピー		○					
5		実務経験・実務研修証明書 (別記様式第三号)		○					
6		遊漁船業務主任者講習会の修 了証明書のコピー		○					
7		誓約書(別記様式第三号の二)		○					
8	損害賠償保険の保険証書のコピー(又は加入申 込書のコピーと領収書のコピー)	○			○				
9	遊漁船の船舶検査証書のコピー				○				
10	保険証書に小型船舶の番号がなく、漁船登録番 号の記載がある場合は、その漁船が申請する船 舶と同一であることが分かる書面(船舶検査手 帳の「船舶番号と漁船登録番号が並んで記載さ れている面」のコピーなど)				○				
11	申請者が個人 の 場合	住民票の抄本又はこれに代わ る書面※					○		
12	申請者が法人 の場合	登記事項証明書					○	○	
13		役員住民票の抄本又はこれ に代わる書面※						○	
14	申請者が未成 年 者の場合	法定代理人住民票の抄本又 はこれに代わる書面※							
15	遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代 わる書面※		○						
16	申請手数料(高知県収入証紙)								
19	業務規程	業務規程の変更届出書	○	○	○	○	○		○
20		変更後の業務規程のコピー	○	○	○	○	○		○

※「住民票の抄本に代わる書面」とは、小型船舶操縦免許証又は自動車の運転免許証又は住所
の記載のある健康保険証のコピーです。

※小型船舶操縦免許証や船舶検査証書の有効期限が変更になった場合は、業務規程の変更のみ
になりますが、免許証や船舶検査証書の写しの添付が必要です。